

須田地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地域内集落）	作成年月日
加茂市	須田地区 (田中新田・上鶴森・中鶴森・下鶴森・砂押新田・前須田・後須田第一 ・後須田第二・後須田第三・後須田第四・北潟・五反田)	令和5年8月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	410.0 h a
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	343.2 h a
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	179.5 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積	77.7 h a
ii うち後継者について未定・未回答であった農業者の耕作面積の合計	46.5 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	54.2 h a

2 対象地区の課題

須田地区は圃場整備の実施により30~40a区画に整理された水田エリアと、区画が細かく田畑が混在しているエリアに二分される。また畑エリアの多くは果樹が占めている。当該地区の農家人口は2000年からの20年間で50%以上減少しているものの、加茂市全体の動向と比較すればその割合（減少率）は若干緩やかであることが見てとれる。一方、当該地区において農業を継続していく上で課題とされることは、「①米等の価格低下（採算性）」と「②担い手不足」の問題が大きなウエイトを占めている。また果樹は家族経営体が多いため、作業力が限定的で農地の集積は難しいのが現状である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

稲作については中心経営体（若手農家及び農業法人）に集約する。集約に当たっては農地中間管理機構を有効活用する。一方で果樹については稲作と異なり集約は難しい。稲作と果樹の兼業では果樹が稲作の規模拡大の縛りになっている面が大きいため、稲作と果樹で担い手のすみ分けを図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向  
地区において賃借料を統一し貸付けをスムーズにする。

○作物生産に関する取組方針  
地区のブランドとなるものを確立する。  
稲作と園芸（野菜・果樹）については担い手のすみ分けを図る。若手農家や農業法人が稲作を行い、高齢農家が園芸を行う形にシフトする。